

## ～上手な年金のかけ方～

### ●少しでも安くおさめたい！

国民年金保険料は、前納制度を利用すると割引があります。必要な納付書が手元になれば、年金事務所に依頼してください。また、口座振替による前納だと、さらにお得になります。口座振替の手続きは、口座のある金融機関窓口か、年金事務所、役場で行うことができます。

### ●少しでも多くもらいたい！

月額400円をプラスして納付することで、年金額を増やすことができます。（一月納付あ

たり受給年額200円アップ）ご希望の際は、役場で手続きができます。ただし、国民年金基金に加入されている方は納付できません。

### ●年金を満額に近づけたい！

過去に、未納や未加入の期間があって、60歳になった時に40年（480月）の納付済期間がない方は、65歳までの間であれば、任意加入をすることができます。任意加入中の保険料は、原則として口座振替による納付となりますので、手続きの際には、通帳と口座届出印をお持ちになって、役場窓口へお越し下さい。

## ～国民年金保険料の申請免除～

国民年金保険料は、月額15,590円（平成27年度）です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料申請免除の仕組みがあります。

保険料申請免除は、前年中（1月～6月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除もしくは一部免除（30歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7月以降に）必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受ける権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。保険料の納付が困難な場合は、年金事務所や役場窓口までご相談ください。

### 失業特例制度について

免除申請を行う年度、もしくは前年度中にお仕事

を退職した場合、免除判定に使用する退職した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票もしくは受給資格者証の確認が必要となります。

### 継続申請とは

失業特例を利用せずに全額免除（30歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

### 一部免除が承認される方へ

申請免除の仕組みには、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付するようお願いします。

### お問い合わせ

和歌山西年金事務所 国民年金課 ☎073-447-1688  
役場住民環境課 国保年金係 ☎64-1102

## 偶数月の第1水曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談（要予約）

日 時

平成27年8月5日（水）

10時～16時（最終受付は15時）

場 所

役場1階 保健センター

予約電話番号 ☎073-447-1660（和歌山西年金事務所 お客様相談室）